

掛川市水道事業管理規程第1号

掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和元年9月14日

掛川市水道事業管理者
掛川市長 松井三郎

掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成17年掛川市水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号を次のように改める。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、当該取消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

附 則

この規程は、令和元年12月14日から施行する。